速報 平成27年度 税制改正解説
消費税～税率の引き上げ、軽減税率

税理士法人 山田&パートナーズ

1. 改正の概要

・消費税率の引き上げ時期が平成29年4月1日に延期されました。

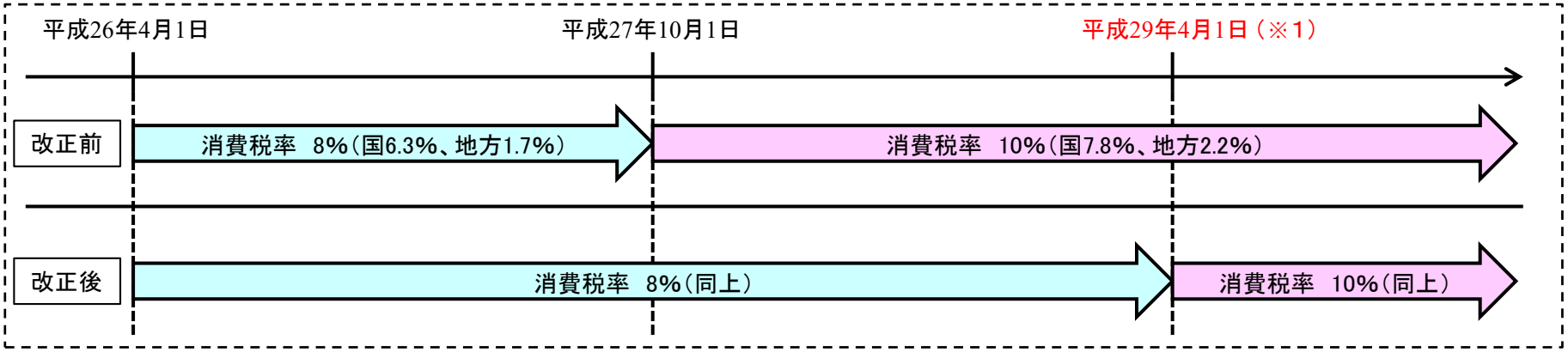

（※1） 平成24年度税制改正の際に付されていた、経済状況等により税率引上げを見極める「景気判断条項」は削除された。

2. 今後の注目点

・軽減税率制度は、税率10%時に導入する。対象品目、区分経理、安定財源等について、具体的検討を進める。

＜軽減税率の対象としての飲食料品の線引き例と減収額について＞

軽減税率の対象品目	単一税率と比べた場合の1%あたりの減収額
① 全ての飲食料品	▲6,600億円
② 酒類を除く飲食料品	▲6,300億円
③ 酒類・外食を除く飲食料品	▲4,900億円
④ 酒類・外食・菓子類を除く飲食料品	▲4,400億円
⑤ 酒類・外食・菓子類・飲料を除く飲食料品	▲4,000億円
⑥ 生鮮食品	▲1,800億円
⑦ 米、みそ、しょうゆ	▲200億円
⑧ 精米	▲200億円

＜区分経理について＞

	請求書等の事務	経理事務	免税事業者からの仕入	その他
A案：区分経理に対応した請求書等保存方式 B案：A案に売手の請求書交付義務等を追加した方式	区分記載請求書等（※1）	請求書に付された印を参考にしながら帳簿から計算	仕入税額控除可能（免税事業者は区分記載請求書等（※1）の発行が可能）	・不適切な請求書等により益税拡大のリスクあり ・取引の中間段階に入る免税事業者が取引から排除されることはない
C案：事業者番号及び請求書番号を付さない税額別記請求書方式 D案：EU型インボイス方式	税額別記請求書等（※2）	請求書に記載した税額により計算	仕入税額控除不可（免税事業者は税額別記請求書等（※2）を交付できない）	・益税が生じない ・取引の中間段階に入る免税事業者が取引を避けられる可能性がある

（※1） 軽減品目に「※」印を付した上で、税率毎に取引金額を記載した請求書
（※2） 課税取引の内容及び適用税率、適用税率別の対価の額の合計額及びそれに対応する消費税額などが記載された請求書等
（出典：自由民主党・公明党（与党税制協議会）「消費税の軽減税率に関する検討について」より一部加工）

©2015 Yamada & Partners All rights reserved.
無断複写・転載を禁じます。

内容につきましては、「平成27年度税制改正大綱」(平成26年12月30日与党公表)に基づき、情報の提供を目的として、一般的な概要をまとめたものです。そのため、今後国会に提出される予定の法案等を確認する必要があり、当該法案等において本資料に記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご留意ください。対策の立案・実行は専門家にもご相談のうえ、ご自身の責任において取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。